

2.3 食物アレルギー

【事例】

学校で給食時間中、一人の児童が全身にじんま疹が出現し、担任に腹痛を訴えてきた。担任が様子を見ている間に児童はぐったりし、意識がもうろうとしてきた。児童は食物アレルギーを有しており、アナフィラキシーショックを発症していると思われる。

○発生時の対応のポイント

〔初期対応〕

- ・担任等は、当該児童から目を離さず、状況を観察するとともに、直ちに他の児童に養護教諭や他の教職員等と呼びに行かせる。知らせを受けた養護教諭等は直ちに管理職に報告し、対応にあたる。
- ・管理職等は、学校生活管理指導表等の関係書類及びアドレナリン自己注射薬（以下、「エピペン[®]」という。）及びAEDを教室に持って行くよう指示する。
- ・管理職等は、担任や養護教諭等と連携し、エピペン[®]の使用について判断すると同時に、救急車を要請し教職員等を同行させて当該児童を医療機関へ搬送する。

〔当該児童への対応〕

- ・その場で安静にさせ、立たせたり、歩かせたりしない。
- ・足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え体と顔を横向きにする。
- ・救急隊が到着するまでの間、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生とAEDの措置を行う。

〔他の児童への対応〕

- ・他の教職員等は、当該学級の児童の給食を一時停止させ、他の教室に移動させるとともに、動揺が広がらないように適切な声かけを行う。

〔保護者への対応〕

- ・管理職等は、当該児童の保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職等は、病院に向かい、保護者に発症時の状況と対応内容について説明する。

〔関係機関等との連携〕

- ・管理職等は、主治医等に連絡し、必要な指示を受け対応する。

〔教育委員会への報告〕

- ・管理職は、事案の状況及び対応内容について所定の様式により速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ随時報告する。
- ・管理職は、事故発生の原因究明後、対応の経過、再発防止対策等をまとめ、速やかに所定の様式により報告する。

〔報道機関等への対応〕

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職等が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

〔再発防止策〕

- ・アレルギー対応委員会等を開き、学級担任、養護教諭、栄養教諭等からの情報をもとに、事故に至った経緯や対応策を整理する。
- ・関係機関等の協力を得ながら、原因や学校の対応等を分析し、校内体制の見直しや研修を実施する等、再発防止策を講じる。

〔未然防止策〕

- ・管理職は、アレルギー対応を行うに当たっては、組織的な対応を行うための体制を整え、事故防止のためダブルチェックの機能を備えるようにすること。また、いつ、だれが、どのように確認するかを明確にし、全教職員で共通理解を図る。
- ・管理職は、学校における配慮や管理が必要な児童生徒等の保護者に対して、医師が作成した「学校生活管理指導表」の提出を依頼する。また、「学校生活管理指導表」は、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は毎年提出を依頼する。
- ・担任等は、「学校生活管理指導表」を用いて、保護者と個別面談を行い、原因となる食物、運動との関連の有無、エピペン[®]や内服薬の携帯、課外活動の留意点等、児童生徒の実態について正確な情報を把握する。
- ・校長は、保護者の同意を得た上で、アレルギー対応委員会等において、児童生徒等の実態に基づき学校における食物アレルギーの対応について協議し、「個別支援プラン」を作成し、全教職員に周知して共通理解を図る。
- ・栄養教諭等は、料理ごとに使用している原材料が詳細に分かる献立表を作成し、教職員、調理従事者、保護者等の関係者全員で情報を共有する。また、児童生徒等が新しい環境に慣れるまでの間、新規発症の原因となりやすい食物（種実類、木の実類、甲殻類、果物等）の使用に十分配慮する。
- ・担任等は、各学校のマニュアル等に基づき、給食内容（除去、代替食の提供及び弁当の持参等）について毎回必ず確認を怠らないよう十分留意する。また、おかわりによる事故の防止、喫食後の児童生徒の様子等にも注意を払うよう心がける。
- ・校長は、児童生徒が緊急性の高いアレルギー症状を発症した際に、全教職員が役割分担をして、エピペン[®]やAEDの使用、心肺蘇生等の対応が確実にできるよう、シミュレーション研修等を実施する。